

文学第220号
令和5年9月25日

各都道府県私立高等学校等奨学給付金担当課長 様

和歌山県企画部企画政策局文化学術課長
(公印省略)

令和5年度和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)事業の申請
期限の延長について(依頼)

平素は、本県私学行政の推進にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、令和5年6月28日付け文学第220号により、標記制度の周知についてご協力を
お願いしておりましたが、この度、申請期限を下記のとおり延長することとなりました。
つきましては、貴課所管の私立高等学校等に対し、別添通知を送付していただくなどし
て、標記制度の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 申請期限
通常申請：延長前 令和5年8月7日まで(当日消印有効)
延長後 令和5年10月31日まで(当日消印有効)
※家計急変の申請期限については、当初より変更はありません。
- 2 申請方法
申請者(保護者等)が、郵送又は持参により直接当課へ申請書類を提出する。
【提出先】
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班 あて
- 3 その他の申請書類の入手方法
・申請書類は、本県ホームページからダウンロードしてください。
和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度について
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022100/gakkou/kyuhukin0.html>

和歌山県企画部企画政策局
文化学術課学術振興班 岩倉
〒640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地
電話 073-441-2098 FAX 073-436-7767